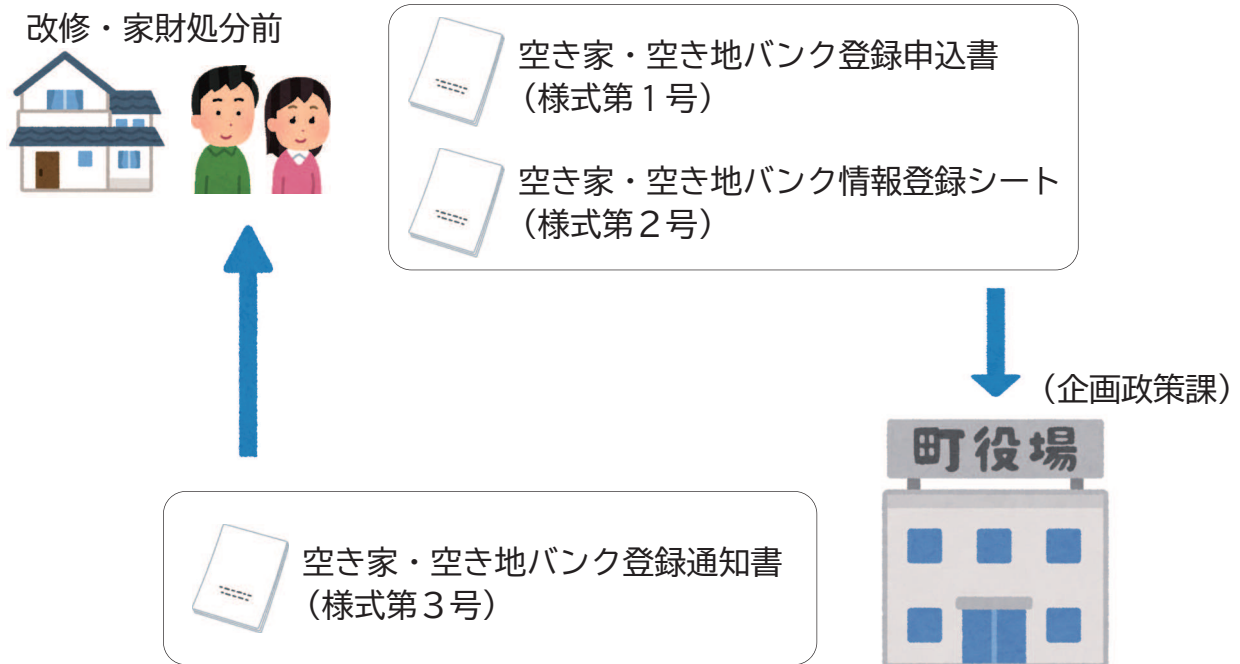
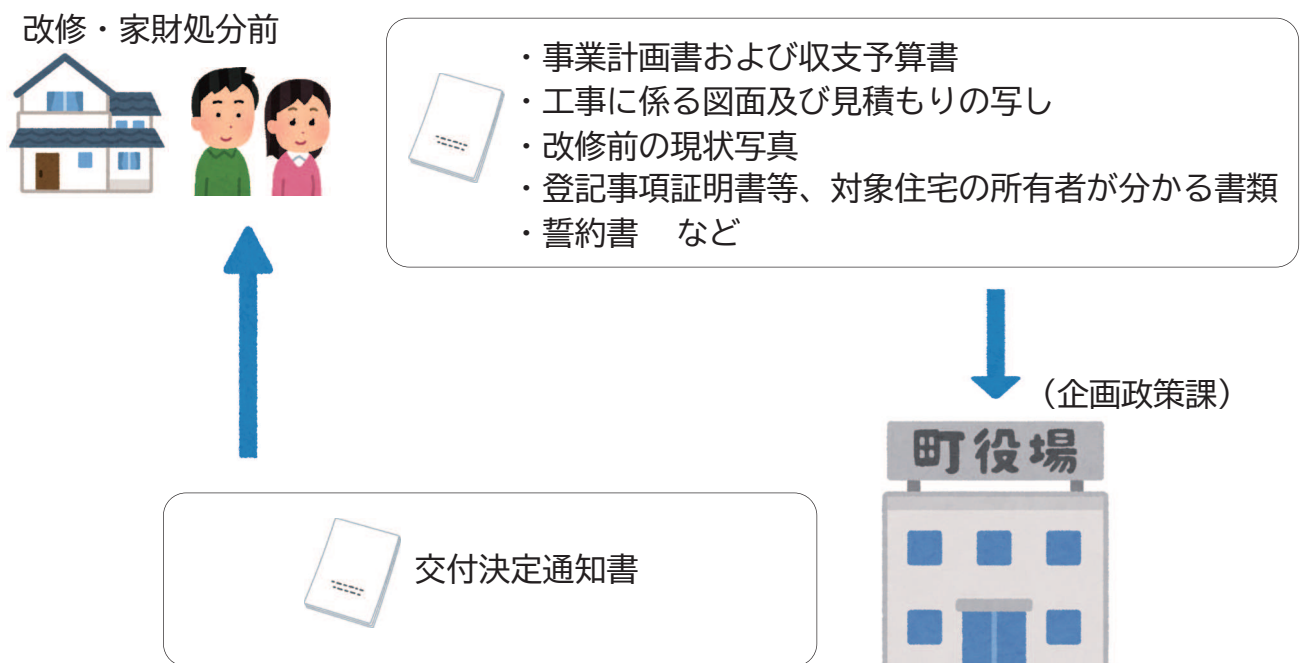


『空き家バンク登録』と『補助金申請』の流れ

手順1 空き家バンクに登録する・・・書類の提出



手順2 改修のための補助金交付申請をする・・・書類の提出 (空き家再生事業補助金)



【補助額】 対象経費の1/2 上限200万円・・・(補助金は後払いとなるので注意)

【対象経費】 改修・家財道具処分に係る費用

- 【要件】
- ①若桜町空き家バンクに登録されていること
 - ②10年以上は移住者(県外の方)向けに住宅を提供すること
 - ③今までに補助金を活用して改修を行っていない建物であること

手順3 改修工事開始する・・・書類の提出（着手届）

改修・家財処分開始



・改修工事着手届

※着工後に工事内容を変更する場合は、あらかじめ承認を受けてください

※変更届を提出されなかった場合は
補助金対象外となります



（企画政策課）



受 理

手順4 改修工事終了・・・書類の提出（実績報告）

改修・家財処分終了



・事業報告書および収支決算
・領収書の写し
・改修内容の分かる図面及び写真など

※ 工事完了後20日以内に報告する

※改修工事をされた年度内に提出
してください



（企画政策課）



受 理

※ 改修・家財処分終了後は賃貸物件としてホームページなどに公開する
公開資料を作成・・・(写真や動画を撮影)

手順5 補助金の請求をする・・・書類の提出（交付の請求）

改修・家財処分終了



- ・ 交付決定通知書の写し
- ・ 補助事業の検査結果通知書の写し
- ・ 補助金受入額調書 など

※ 不正、不適當などで決定の取消があった場合は補助金の返還を命ぜられることになります



請求金額を交付



(企画政策課)



※ 不明や不安なことは必ず企画政策課に確認してください

※ 勝手な判断をすると補助金の対象外となる場合もあります